

## 令和2年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

|  |           |         |           |         |           |          |
|--|-----------|---------|-----------|---------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日  | 令和2年12月8日 |         |           |         |           |          |
| 招 集 の 場 所  | 多良木町議会議場  |         |           |         |           |          |
| 議 会 日 時 及 び  | 開         | 議       | 令和2年12月8日 |         |           | 午前10時00分 |
| 開 閉 宣 告  | 散         | 会       | 令和2年12月8日 |         |           | 午前11時40分 |
| 応招（不応招）<br>議員及び出席<br>欠席議員<br>○ 出席<br>× 欠席<br>△ 不応招 | 議 席 番 号   | 出 欠     | 氏 名       | 議 席 番 号 | 出 欠       | 氏 名      |
|  | 1         | ○       | 高橋 裕子     | 7       | ○         | 源嶋 たまみ   |
|  | 2         | ○       | 中村 正徳     | 8       | ○         | 豊永 好人    |
|  | 3         | ○       | 林田 俊策     | 9       | ○         | 久保田 武治   |
|  | 4         | ○       | 坂口 幸法     | 10      | ○         | 宇佐 信行    |
|  | 5         | ○       | 村山 昇      | 11      | ○         | 猪原 清     |
|  | 6         | ○       | 魚住 憲一     | 12      | ○         | 落合 健治    |
| 会議録署名議員  | 4番        | 坂口 幸法   |           | 11番     | 猪原 清      |          |
| 職務のため出席した者の職氏名                                     | 事務局 長     | 林田 浩之   |           | 議事参事    | 山本 美和     |          |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名                                 | 職 名       | 氏 名     |           | 職 名     | 氏 名       |          |
|  | 町 長       | 吉瀬 浩一郎  |           | 教育振興課長  | 黒木 庄一朗    |          |
|  | 副 町 長     | —       |           | 教育振興課   |           |          |
|  | 教 育 長     | 佐藤 邦 壽  |           | 健康・保険課長 | 東 健 一 郎   |          |
|  | 会 計 管 理 者 | 小林 昭 洋  |           | 健康・保険課  |           |          |
|  | 総 務 課 長   | 仲 川 広 人 |           | 町民福祉課長  | 大 石 浩 文   |          |
|  | 総 務 課     | 金子 めぐみ  |           | 町民福祉課   |           |          |
|  | 企画観光課長    | 岡 本 雅 博 |           | 子ども対策課長 | 新 堀 英 治   |          |
|  | 企画観光課     |         |           | 子ども対策課  |           |          |
|  | 税 務 課 長   | 平 川 博   |           | 環境整備課長  | 久 保 日 出 信 |          |
|  | 税 務 課     |         |           | 環境整備課   |           |          |
|  | 農委事務局長    | 小 田 章 一 |           | 農 林 課 長 | 水 田 寛 明   |          |
|  | 会 計 室     |         |           | 農 林 課   |           |          |

## 会 議 に 付 し た 事 件

|        |  |
|--------|--|
| 議案第31号 | 多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 議案第32号 | 多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて            |
| 議案第33号 | 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて       |
| 議案第34号 | 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）                   |
| 議案第35号 | 令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）       |
| 議案第36号 | 令和2年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）              |
| 議案第37号 | 令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）               |
| 議案第38号 | 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）            |

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 2 年度第 5 回多良木町議会(12 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 2 年 12 月 2 日及び本日 12 月 8 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 2 年度第 5 回多良木町議会(12 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 12 月 8 日から 12 月 16 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。本日の日程第 3、議案第 31 号から日程第 10、議案第 38 号につきましては説明のみとし、12 月 14 日に審議・採決をお願いいたします。

12 月 14 日、15 日及び 16 日は一般質問を行います。今回 7 名の方より通告がっております。お手元に配付のとおり順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 3 件の提出がございましたが、いずれも議長預かりといたしました。

12 月 16 日、議会最終日の日程第 2、同意第 2 号の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可をしております。傍聴者の方へはマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をもつての着席をお願いしております。また、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんの両名を指名いたします。

### 日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 2 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査の結果報告書及び令和

2年度定期監査の結果に関する報告書が議会に提出されておりますので報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、9番久保田武治さん。

**○9番（久保田 武治君）** おはようございます。令和2年第4回の球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。

令和2年第4回定例会は、12月4日に招集、会期を1日として午後1時に開会し、午後3時40分に閉会をしました。今回の定例会は、湯前町議一般選挙後初めての議会ということで、開会後は改選に伴い、新たに湯前町より2名の議員が選出されました。

また議長欠員に伴う議長選挙では、本町選出の林田俊策議員が指名推薦により指名されました。議会運営委員会では、委員長に湯前町の遠坂道太議員、委員に本町の中村正徳議員が選任をされました。

追加日程では、一般質問が2件及び議案1件を慎重に審議した結果、原案どおり可決をされております。

次に議案第14号、令和2年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第3号については、給与のマイナス改定に伴うものと、当初予算との人員調整、早期退職に伴う特別負担金、コロナウイルス感染症に伴う器械備品購入費の計上が主なものでした。

なお一般質問では、あさぎり町選出の小見田議員からポストコロナの医療提供体制と、地域医療構想の推進状況について。次に本町選出の私、久保田が経営改善の取り組みについて、小児科の収支状況について、老健施設のコロナ対策についての質問がなされました。

以上簡単ですが、球磨郡公立多良木病院企業団の報告を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、人吉球磨広域行政組合6番魚住憲一さん。

**○6番（魚住憲一君）** おはようございます。令和2年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告を行います。

令和2年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定、日程第2、議席の指定後、会議録署名議員の指名、日程第3、会期の決定については11月30日開会、12月1日から12月24日までを休会とし、12月25日までとすることを決定しました。

日程第4、行政報告がありました。日程第5、一般会計、特別会計3件の令和元年度歳入歳出決算認定については、令和元年度決算特別委員会委員長報告があり、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8から日程第15については、日程第13、議案第18号を除く6議案について補足説明を受け、日程第14、議案第19号の6案については、原案のとおり承認可決されました。

日程第15の同意第1号、監査委員の選任については、21番赤坂修議員（山江村）を選任することに同意決定し、1日目は散会となりました。

以上、令和2年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。以上で終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、上球磨消防組合11番猪原清さん。

**○11番（猪原清君）** おはようございます。それでは令和2年第4回上球磨消防組合議会臨時会及び令和2年第2回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

まず令和2年11月24日、第4回上球磨消防組合議会臨時会。会期は11月24日の1日です。日程第3、議案第7号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。

上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が上程され、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。内容につきましては、上球磨消防組合職員の給与に関

する条例第 15 条第 2 項中、100 分の 127.5 とあるのを 100 分の 125 とするというものです。

続きまして、令和 2 年第 2 回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。これは湯前町議会議員選挙の改選後初めての定例会であり、会期は令和 2 年 12 月 3 日、日程第 4、上球磨消防組合庁舎建設調査特別委員会委員の補充選任ということで、湯前町選出 2 番森山議員を議長が指名しました。

日程第 5、同意 1 号、監査委員の選任同意。これは前回まで湯前町の金子議員が委員に任命されてきましたので、その後の選任ということで、水上村選出の米本議員が全会一致で監査委員選任を同意されました。

日程第 6、令和元年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定。日程第 7、議案第 8 号、令和 2 年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第 2 号）が慎重審議され、全会一致で原案のとおり可決されました。

日程第 8、一般質問。3 番多良木町猪原。質問事項は、新消防長の所信について、2 番目が下球磨消防組合との相互応援協定について、3 番がパワーハラスメント等の防止対策について。続きまして、あさぎり町選出橋本議員から職員の定数管理について質問がありました。

以上、上球磨消防組合議会報告を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長からの行政報告の申し出があっておりますが、お手元に配布しております A4 判の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

それではここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** おはようございます。それでは私の方から令和 2 年度第 5 回多良木町議会（12 月定例会議）の提案理由をご説明させていただきます。

今回審議をお願いいたします案件は、条例等の議案といたしまして、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、この新規制定が 1 件でございます。それから多良木町課の設置条例及び多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例が 2 件、令和 2 年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして 5 件の補正予算でございます。人事案件といたしまして、任期満了に伴います監査委員の選任が 1 件、全部で 9 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから上程します日程第 3、議案第 31 号から日程第 10、議案第 38 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7 日目の 12 月 14 日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第 3 「議案第 31 号」 多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

**○議長（高橋裕子さん）** それでは、日程第 3、議案第 31 号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明を求めます。

仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** 議案第 31 号をご説明いたします。

多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

令和2年6月に公職選挙法の一部改正が公布されまして、令和2年12月12日から施行されることとなっております。本町におきましては、令和3年2月7日に町長選挙が執行されるために、法の施行に合わせて本会議で提案することとなったものでございます。

なお条例中で規定しておりますそれぞれの公費負担額の限度額につきましては、公職選挙法施行令で規定されているものでございます。また、この条例で規定します選挙公営以外に議会議員には供託金制度を導入し、その額が15万円とされたこととさせていただきます。

まず趣旨といたしまして第1条でございます。公職選挙法の規定に基づきまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるというものでございます。

選挙運動用自動車の使用の公費負担ということで第2条でございますが、この中で規定しておりますのは、公費負担の上限額。候補者の届け出の日から選挙の期日の前日までの日数に6万4,500円を乗じて得た金額の範囲内を規定しております。また下から3行目になりますが、ただし書きに、供託金没収となった場合は公費負担に該当しないものということで規定しております。このただし書きにつきましては、第6条の選挙運動用ビラ、それから第9条の選挙運動用ポスターにも準用されるものでございます。

契約締結の届出といたしまして第3条でございますが、こちらにつきましては、選挙運動用自動車を公費負担する場合は、ハイヤー方式とレンタカー方式の2種類がございまして、いずれもタクシー事業者などとの有償契約を締結し、選挙管理委員会への届け出を規定したものでございます。

公費負担額及び支払手続で第4条でございますが、候補者が契約に基づき支払うべき金額のうち、第1号及び第2号に定める金額を町が事業者等に支払うものでございます。第1号ですが、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、一般運送契約といたしますが、こちらがハイヤー方式になります。1日1台に限り使用した各日に対し支払いいたしまして、1日の上限額が6万4,500円でございます。

第2号が一般運送契約以外の契約ということで、レンタカー方式になっておりまして、次からのア、イ、ウで規定をいたしております。まずアでございますが、選挙運動用自動車の借入契約である場合ということで、自動車借上料金、1日1台に限り使用した各日に対して支払いまして、1日の上限額が1万5,800円と規定をいたしました。

次にイですが、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合ということで、燃料の代金ですが、使用した日からハイヤー方式契約の日数を除いた日に7,560円を乗じて得た金額で、候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものを支払うという規定にいたしております。

次にウで、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合ということで、運転手の報酬の規定でございます。1日1人に限り、従事した各日に対して支払いを行うということで、1日の上限額が1万2,500円と規定をいたしております。

使用の契約の指定で第5条でございますが、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されるものとしてみなすということで、これはハイヤー方式、それからレンタカー方式のいずれか指定した一台について適用するというようにしております。

次に、選挙運動用ビラの作成の公費負担で第6条でございます。第8条に定めるところにより算定した選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるというものでございます。

法に定められておりますビラの上限枚数は議会議員が1,600枚、町長が5,000枚ということになっております。

契約締結の届出で第7条でございますが、ビラの作成につきましても、契約とそれから委員会への届け出が必要ということの規定いたしております。

公費負担額及び支払い手続で第8条でございます。上限7円51銭に上限枚数以内の枚数を乗じて得た金額で候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものを支払うものでございます。

次に、選挙運動用ポスターの作成の公費負担で第9条でございます。ビラの規定と同様にいたしております、ポスターの上限枚数は選挙運動用ポスターの掲示場の数ということで、多良木町は75箇所でございます。

次の10条の契約の届出の規定につきましても、ビラと同様の規定をいたしているところでございます。

公費負担額及び支払い手続で第11条でございます。上限額につきましてもは525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額で、候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものを支払うという規定でございます。

第12条につきましては、委任規定でございます、ほかの必要な事項については委員会が定めるということでございます。

附則といたしましてまず施行期日で第1項で、この条例は公布の日から施行する。適用区分で第2項でございますが、この条例は令和2年12月12日以後その期日を告示される選挙について適用し、令和2年12月12日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前によるということで、法の施行日に合わせて適用できるようにしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

#### 日程第4 「議案第32号」 多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第32号、多良木町課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

多良木町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

令和3年4月からの機構改革を予定いたしております、課の再編に伴います関係条例を改正するものでございまして、今回の機構改革につきましては、主に福祉部門の統合、それから事業課の分散、防災部門の独立、それから文化財行政と観光業務の統合、資格免許職の役職制の導入が主なものでございます。

以前の議員懇談会で示しました機構改革案に基づく改正ということでございます。改め文をつけておりますが、内容につきましては新旧対象表の方で説明をさせていただきます。

まず、多良木町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで本則での改正の部分になります。改正後の課の設置で第1条でございますが、改正前の第4号農林課から第8号健康・保険課までの課名が廃止となりまして、改正後の新しい課につきましては、まず改正後第2号の危機管理防災課、改正前第1号総務課から防災業務を独立するものでございます。

次に第5号住民ほけん課、改正前第6号町民福祉課の戸籍住民登録係、生活環境係、改正前第8号健康・保険課の保険年金係、健康増進係を統合するものでございます。

次に第6号福祉課、改正前第6号の町民福祉課の福祉係、改正前第7号子ども対策課、それから改正前第8号健康・保険課の高齢者支援係を統合するものでございます。

次に第7号産業振興課、改正前第2号企画観光課の商工業務、改正前第4号農林課の農業振興係を統合するものでございます。

次に第8号建設課、改正前第5号環境整備課から農業土木業務を除くものにするものでございます。

次に第9号農林整備課、改正前第4号農林課の林業振興係と改正前第5号環境整備課の農業土木業務を統合するものでございまして、従来からいたしますと1課増ということになります。

次に、第2条の分掌事務でございますが、まず第1号総務課のところですが、アからクまでは変更がありませんが、次のページのコのところに入札に関する業務ということで、改正前第5号環境整備課の事務から移動するものでございます。また改正前のコは、改正後の第2号へ移るものでございます。

改正後第2号の危機管理防災課、アで防災・消防に関する事項、イ交通安全に関する事項、ウ防犯に関する事項を規定いたしております。

第3号で企画観光課、改正前は第2号でございましたが、改正前エの宅地造成分譲事業が事業完了に伴いその部分は削除をいたしております。また、エのところでは観光事業に関する事項と規定いたしておりますが、改正前オの商業、工業、水産業、企業誘致は改正後第7号に移すものでございます。

次に第4号税務課でございますが、改正前は第3号となっております。内容につきましては変更はあっておりません。

次のページをお願いいたします。第5号住民ほけん課、これは新設でございまして、改正後のア、カ、キは改正前第6号町民福祉課のア、ウ、エを移動、改正後のイ、ウ、エ、オにつきましては、改正前第8号健康・保険課のア、イ、ウ、カを移動したものでございます。また、ウに国民健康保険に関する事項と規定しておりますが、改正前第8号、イから賦課徴収を含む部分を削除しておりますために、賦課徴収に関しましては税務課へ移ることといたしております。

次に第6号福祉課、これも新設でございまして、改正後のア、イは改正前第6号町民福祉課のイを移動しております。改正後のウ、エにつきましては、改正前第8号健康・保険課のエとオを移動、改正後のオ、カ、キは改正前第7号子ども対策課を移動しております。またアに地域福祉に関する事項、イに障害福祉に関する事項と規定いたしておりますが、改正前の第6号のイ福祉に関する事を分けて規定をいたしております。それからウで高齢者福祉に関する事項と規定いたしておりますが、改正前の第8号エ老人保健・福祉と規定いたしておりますが、その名称を変更して規定をいたしております。

次に第7号産業振興課、こちらも新設でございまして、改正後アにつきましては、改正前第4号農林課のアを移動、改正後のイ、ウにつきましては、改正前第2号企画観光課のウ、オの中から移動をいたしております。

次のページをお願いいたします。第8号建設課、これは名称の変更になりますが、改正前第5号環境整備課の分掌事務をすべて移動しておりますが、改正前の業務の中から、他の課に移動している業務もあるところでございます。

次に第9号農林整備課でございます。こちらも新設でございまして、改正後のアにつきましては、改正前第4号農林課のウと改正前第5号環境整備課のカの中から農業土木業務を移動いたしております。改正後のイにつきましては、改正前第4号農林課のイを移動しているものでございます。

附則といたしまして、まず第1条に施行期日を定めております。この条例は、公布の日か

ら令和3年4月1日までの間において規則で定める日から施行するというので、令和3年2月7日に町長選挙が執行されますために、新町長がこの条例の一部改正が行われる規則を制定交付して、そこで初めてこう施行になるということにいたしております。

次に第2条から第8条につきましては別紙といたしております、この本則の課設置条例の一部改正に伴いまして他の条例の改正、また機構改革に伴います関係条例の一部改正を附則で行うものでございます。

次のページをお願いいたします。ここからが附則による改正の新旧対照表になります。まず多良木町職員の定数に関する条例の一部改正でございますが、改正後の職員の定数、これは部局ごとの定数を定めております。第2条の第6号ですが、建設課上下水道係（上水道事業会計に係るもの）の職員4名ということで規定をいたしております、課、係名の変更に伴うものでございます。ここには公営企業会計の職員の人数を規定するというにいたしております。

次のページをお願いいたします。多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。改正後の別表第2（第3条関係）でございますが、こちらは級別職務分類表の給与の級の区分ごとに職務を分類したものでございます。級の第3級のところですが、改正前は参事のみでございましたが、1、2級に規定しております資格免許職、技師とか保育士とかになりますが、その資格免許職に主任の頭文字を付したものを新たに規定するものでございます。

次に4級ですが、こちらにつきましては、改正前の困難な業務を行う参事の次に加えましたものは、先ほどの3級と同様のものでございます。係長の次に、資格免許職の末尾に長を付した係長級を加えておりまして、また改正前の室長（会計室の室長を除く）となっておりますが、こちらは現在が防災危機管理室という係名になっておりますので、それを削るものでございます。

特に4級におきましては、従来の係長への配置のほか、資格免許職の職務分類への配置を可能とすることといたしております、資格免許職の専門性と人事異動の柔軟性を確立目的でございます。こちらの実際の運用につきましては、人事異動の際に反映をするものでございます。

次のページをお願いいたします。多良木町公害対策委員会条例の一部改正でございます。改正前に庶務で第7条で規定しておりましたが、こちらは課名変更のために削除いたしまして、第8条を第7条に繰り上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。多良木町世代間交流グラウンド設置及び管理条例の一部改正でございます、それから次の次のページをお願いいたします。

多良木町民広場（含む町民大集会場）設置及び管理条例の一部改正、また次の次のページをお願いいたします。多良木町ファミリーパーク宇宙ランド設置及び管理条例の一部改正でございますが、これらの条例につきましては、令和元年度3月定例会議で施設の使用許可、管理を教育委員会から町長部局へ移管するために、一部改正を提案いたしまして、議決されたものでございますが、今回の機構改革の検討におきまして元に戻すことになったものでございます。

基本的には行政財産は各担当課で管理を行うこととするものでございまして、ただあの利用の手続につきましては、引き続き管財課で一本化するものでございます。

次のページをお願いいたします。多良木町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。改正後第3条の組織でございますが、課名のところを建設課（上下水道係）と課名の変更に伴いまして改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第5 「議案第33号」 多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第33号、多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第33号についてご説明申し上げます。

多良木町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

改正理由といたしましては、今回の条例改正におきましては、平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しを受けての国民健康保険税軽減判定所得基準の見直しでございます。なお、地方税法施行令の一部を改正する政令も交付されておるところでございます。

概要といたしましては、個人所得課税におきまして、基礎控除額が10万円引き上げられるとともに、給与所得控除や公的年金控除額が10万円引き下げられることにより、国民健康保険税の負担水準に関しまして、意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等につきまして所要の見直しを行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方で説明させていただきます。次の次のページをお願いいたします。多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）でございます。

まず条例の23条につきましては、見出しが国民健康保険税の減額ということで、低所得者に対する国保税の軽減判定所得基準についてうたっておるところでございます。まず第1号部分でございますが、7割軽減基準額を示しております。下線部では軽減判定所得の算定におきまして、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるとするものでございます。

次のページをお願いいたします。次に第2号部分でございますが、これにつきましては5割軽減額の基準を示しております。第2号は省略して定義されておりますが、第1号と同様の改正となるところでございます。

次に第3号でございますが、これにつきましては2割軽減基準額を示しております。同じく第3号は省略して定義されておりますが、第1号及び第2号と同様の改正となるところでございます。

次に、次のページをお願いいたします。多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで、第2条関係でございます。これにつきましては、見出しが公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例となっておりますが、今回の改正は先ほどの軽減判定所得基準の見直しに合わせるための規定の整備でございます。

あと附則部分でございますが、施行期日におきましては、この条例は令和3年1月1日から施行する。適用区分におきまして、この条例による改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第6 「議案第34号」 令和2年度多良木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、議案第34号、令和2年度多良木町一般会計補正予算

(第6号)について説明を求めます。

仲川総務課長。

**○総務課長(仲川広人君)** 議案第34号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億853万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,855万円とするものでございます。地方債の補正で第2条でございますが、第2表の方で補正を行っております。

今回の補正につきましては、7月豪雨災害の復旧事業の工事請負費の追加がほとんどということになっております。

6ページをお願いいたします。第2表で地方債の補正でございます。まず追加といたしまして起債の目的のところで8、緊急自然災害防止対策事業債を追加いたしてございまして、限度額を340万円とするものでございます。こちらにつきましては、単県急傾斜地崩壊対策事業に充当するためでございます。

次に変更でございまして、まず1、臨時財政対策債を203万2,000円限度額を減額いたしまして1億1,283万1,000円とするものでございまして、こちらは発行額の確定によるものでございます。

次に2、過疎対策事業債ですが、限度額を550万減額いたしまして、4億7,500万にするものでございます。これは商工会のプレミアム商品券発行補助事業分でございましたが、新型コロナの臨時交付金の方に変更いたしましたので、減額をいたすものでございます。

次に7、災害復旧事業債。今回1億9,430万円を増といたしまして、限度額を2億7,860万円とするものでございまして、災害復旧工事の予算計上に伴うものでございます。

次に廃止ですが、3の辺地対策事業債を廃止いたしてしております。限度額は700万としておりましたが、備考欄で令和2年7月豪雨に伴う事業繰り延べのためということにいたしてしております。これは槻木南線の舗装事業に充てる予定のものでございました。

9ページをお願いいたします。歳入ですが、主なものをご説明申し上げます。款の9、地方特例交付金で332万9,000円を補正いたしてしております。これは今回の交付決定によりまして、今回の補正の一般財源分として計上いたしているものでございます。

款の10、地方交付税で232万円を補正いたしてしております。普通交付税で今回の補正の一般財源として計上をいたしてしております。

款の14、国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の1、民生費国庫負担金で節の2、児童福祉費負担金で221万5,000円を補正いたしてしておりますが、障害児施設措置費負担金ということで、歳出の増額に合わせて計上いたしているものでございます。目の3、災害復旧費国庫負担金、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金で1億2,006万円を計上いたしてしております。令和2年災の災害復旧の負担金で、今現在は通常ベースの補助率で計上をいたしてしております。項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金で198万円を追加いたしてしております。説明欄で社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、これはマイナンバー関係になります。100%の補助でございます。目の2、民生費国庫補助金、節の2、児童福祉費補助金ですが、まず説明欄の教育・保育給付交付金を873万3,000円追加しておりますが、これは公定価格改定などによります補正でございます。説明一つ飛びまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金で250万円を計上いたしてしております。こちらは保育園分になりまして、1施設当たり上限50万円で100%補助になります。5施設分を計上いたしてしております。

10ページをお願いいたします。款の15、県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金で547万4,000円を補正いたしてしております。説明欄のとおり国費と同様に補正を行っております。項の2、県補助金、目の2、民生費県補助金、節の2、老人福祉費県補助金で説明

欄の2行目ですが、介護基盤緊急整備特別対策事業費県補助金で3,360万、次の施設開設準備経費助成特別対策事業費県補助金で755万1,000円、この二つにつきましては、認知症高齢者グループホーム整備事業分になります。目の4、農林水産業費県補助金、節の1、農業費県補助金で、説明欄の2行目になりますが、強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者型）の県補助金で、1,038万6,000円を補正いたしております。これ災害によります機械の再取得、修繕でございますが、追加の補正でございます。これは国が10分の5、県が10分の2の補助金でございます。次のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費県補助金で347万円を補正いたしております。これは多良木のびるの機械導入補助で県費2分の1でございます。節の3、林業費県補助金で465万円を減額いたしております。説明欄で森林・林業・木材産業基盤整備事業費県補助金で、これは先ほど地方債のところでも説明いたしましたが、災害のために事業繰り延べによる減でございます。目の7、災害復旧費県補助金、補正額が2億1,719万5,000円ですが、節、それから説明欄のとおり、通常ベースの補助率で計上をいたしております。

11ページをお願いいたします。11ページの真ん中付近ですが、款の17、寄附金、目の2で指定寄附金で100万円を補正いたしております。こちらは7月豪雨災害に対する寄附でございます、民間の企業から寄附を受けるものでございます。

款の20、諸収入、目の5、雑入です。説明欄の2行目になりますが、たらぎ農林商工祭負担金で300万円の減でございます。これはイベントの中止によるものでございます。説明が一つ飛びまして、コミュニティ助成事業助成金で120万円を補正いたしております。これは追加募集による補正でございます。次に、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金過年度精算金で894万9,000円を補正いたしております。これは令和元年度分の精算でございます。説明二つ飛びまして、7月豪雨災害見舞金で86万8,000円補正をいたしております。こちらは苓北町、南幌町、熊本県町村議会議長会、あとは民間企業からの見舞金でございます。

12ページをお願いいたします。款の21、町債でございますが、こちらにつきましては、第2表の地方債補正で説明したものでございます。それぞれ各節、説明欄のとおりの内訳となっております。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。こちら主なものを説明させていただきます。款の2、総務費、項の1、総務管理費、目の5、財産管理費で節の10、需用費で398万3,000円補正いたしております。修繕料ということで、主に7月豪雨に伴うものでございまして、特に奥野のデイサービスセンターの法面復旧工事の260万円弱ほどが含まれております。1番下の目の10、まちづくり推進事業費で847万6,000円の減額を行っておりますが、これはもう主にイベント中止による減額でございます。

14ページをお願いいたします。この目の中で1番下の18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金でまず、ふるさと応援寄附事業補助ということで521万2,000円を追加補正をいたしております。こちらにつきましては、多良木まちづくり推進機構へ補助を予定するものでございます。1月からふるさと納税事業を実施をいたしてもらうことにいたしております、宮崎のこゆ財団あたりなどのモデルケースもあるところでございますが、まずは多良木町におきましては、一般会計で措置をしていた経費を補助をして事業開始をしてもらいたいというふうに考えております。この中には、事務経費とそれから返礼品経費を含む、3月までの3カ月分を積算しまして計上いたしているところでございます。次に、コミュニティ助成事業補助で120万円を補正いたしております。こちらは歳入でも説明しましたが追加募集があったということで令和3年度の計画事業を前倒して実施するものでございまして、事業主体は久米6区になります。エアコンなどの導入ということでございます。

15ページをお願いいたします。目の13、諸費、節の12、委託料で80万円を補正いたしておりますが、顧問弁護士委託料としておりますが、こちらにつきましては、剣道教室事故に

関します求償金請求事件訴訟の弁護士費用の追加分でございます。目の 18、新型コロナウイルス感染症対策事業費で 1,853 万 9,000 円を減額いたしております。主に前回までの補正で目の 20 の臨時交付金事業に予算計上した経費を減額したものでございます。

16 ページをお願いいたします。項の 4、選挙費、目の 3、町長選挙費で節の 18、負担金補助及び交付金で 284 万円を補正いたしております。負担金、選挙運動用公費負担金ということで、条例制定提案に伴いまして選挙公営の経費を計上いたしております。

17 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 1、社会福祉費、目の 4、障害者福祉費で節の 22、償還金利息及び割引料で 781 万円を補正いたしておりますが、国県補助金等返納金ということで、令和元年度の自立支援給付等の精算でございます。目の 6、介護保険事業費で節の 18、負担金補助及び交付金に 4,115 万 1,000 円で、補助金といたしまして、説明欄の 2 種類の補助金を補正いたしておりますが、こちらにつきましては、認知症高齢者グループホーム整備に対しますトンネル補助でございまして、公募により事業者は選定済みとなっているところでございます。事業者につきましては、合同会社悠久ということでございます。

18 ページをお願いいたします。項の 2、児童福祉費、目の 1、児童福祉総務費、節の 19、扶助費で 349 万 2,000 円の補正を行っております。障害児通所支援事業で利用者の増を見込んで補正をいたしております。目の 2、児童措置費、節の 18、負担金補助及び交付金で負担金といたしまして、教育・保育給付費を補正いたしておりますが、こちらにつきましては、公定価格改定などに伴います増で内訳は説明欄のとおりでございます。その下の補助金ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助ということで、歳入でも説明いたしました、1 施設当たり上限 50 万円の感染対策補助で、10 分の 10 の国負担となっております。

19 ページをお願いいたします。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 7、環境衛生費で節の 12、委託料で 140 万円を補正いたしております。リサイクル委託料ということで、ビン類が見込みを上回っているということで、運搬、梱包、保管費用の増ということでございます。款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 3、農業振興費の節の 18、負担金補助及び交付金の補助金ですが、攻めの園芸生産対策事業補助で 82 万 4,000 円です。こちらにつきましては、耐風性ハウス施設導入事業で単県補助がつきますが、これ代表町村は錦町となっております。補正している額につきましては、町の単独かさ上げ分になります。次の強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者型）補助ですが、1,336 万 8,000 円を補正いたしております。災害によります機械の再取得、修繕事業で国が 10 分の 5、県と町が 10 分の 2 でございますが、内容変更によりまして追加の補正ということでございます。次のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助で 347 万円を補正いたしております。多良木のびるの機械導入補助でございまして、トンネル補助になります。トラクターなどの導入ということでございます。

20 ページをお願いいたします。項の 2、林業費、目の 5、林道費で節の 14、工事請負費、説明欄で、槻木南線舗装補修工事を 1,300 万減額いたしております。これは災害によりまして、工事予定箇所への通行が確保できないために事業を繰り延べするものでございます。林道日当線車両用防護柵新設工事で 160 万円を補正いたしております。これは通行危険箇所にガードレールを設置するものでございまして、補助対象事業になっております。款の 7、商工費、項の 1、商工費、目の 2、商工業振興費で節の 18、負担金補助及び交付金ですが、補助金で商工会プレミアム商品券発行補助を 600 万円減額いたしております。これは新型コロナ対応臨時交付金事業へ計上したために減額をするものでございます。次の多良木町中小企業振興補助で 450 万円を補正いたしておりますが、こちらは先ほど説明しました認知症高齢者グループホーム整備事業に対する補助でございまして、補助率は 15%ですが、上限額に達した金額でございます。

21 ページをお願いいたします。款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、目の 1、道路橋

りょう費 340 万円を補正いたしております。節は 18、負担金補助及び交付金ということで、説明欄で単県急傾斜地崩壊対策事業ということで、これは 7 月豪雨で被災いたしております里の城橋横の場所でございます、全体事業費は 1,020 万円ですが、負担割合が県が 3 分の 2、町が 3 分の 1 で町の方を補正いたしたところでございます。目の 2、道路維持費、補正額が 200 万円でございます。節の 12、委託料で町道点検補修業務委託料ということで、7 月豪雨によりまして清掃などの業務が多く発生いたしております、追加分といたしまして補正をいたしております。項の 5、下水道費、目の 1、下水道整備費で 254 万 1,000 円を減額いたしております。これは下水道事業特別会計への繰出金でございます、特別会計の方で県道錦湯前線改良工事に伴います下水道マンホールポンプ制御盤の移設工事を計上しておりますが、県が工事をするということで減額をするものでございます。

22 ページをお願いいたします。款の 10、教育費、項の 5、保健体育費、目の 1、保健体育総務費で 514 万円を減額いたしております。これはイベントなどの中止に伴います減額でございます。

23 ページをお願いいたします。款の 11、災害復旧費、項の 1、農林水産施設災害復旧費、目の 1、農業用施設災害復旧費で 1 億 5,298 万 1,000 円を追加いたしております。主に 7 月豪雨によります災害復旧工事の追加でございます、農地が 32 箇所、農業用施設が 30 箇所分を計上いたしております。目の 2、林業用施設災害復旧費で 1 億 8,885 万 8,000 円を追加いたしております。同様に、主に災害復旧工事の追加でございます、林道債 7 箇所分を今回計上いたしております、あと 21 箇所が残りますが、今年度実施予定でございます。また工事請負費の説明欄の単県治山工事につきましては、熊野座神社裏手の山腹の工事でございます。項の 2、公共土木施設災害復旧費で 2 億 58 万 5,000 円を追加いたしております。これも同様でございます、町道 12 箇所、河川 19 箇所の災害復旧工事を追加いたしております。

25 ページをお願いいたします。人件費の補正に伴います給与費明細を付けておりますが、29 ページの方をお願いしたいと思います。それぞれ歳出の方で人件費の補正を行っております、ここに (2) で給料及び職員手当等の増減額の明細ということで、それぞれ説明欄に記載しております。現在までの昇格とか扶養の異動、また災害に伴います超過勤務手当の補正を行ったところでございます。

30 ページをお願いいたします。地方債の補正に伴います現在高の見込みに関する調書を付けております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 09 分休憩）

（午前 11 時 16 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 「議案第 35 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 7、議案第 35 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 35 号について説明させていただきます。

令和 2 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 234 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,838 万円とするも

のでございます。

今回の補正につきましては、事業納付金及び補助金の決定通知があったことが主な補正要因ということでございます。詳細につきましては、事項別明細の方で説明いたします。

6 ページの方をお願いいたします。歳入ということでございますが、まず中ほどの款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫補助金、目の 2、国民健康保険災害臨時特例補助金ということで 107 万 5,000 円を新たに追加するものでございます。説明欄で新型コロナウイルス感染症対応分ということで、これにつきましては 10 月 21 日付けで県より決定通知が来ているものでございます。この補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しまして保険税の減免を実施したことに対する補助金でございます。補助率につきましては 10 分の 6 ということでございますが、残りの 10 分の 4 につきましては、今後特別調整交付金で措置される予定でございます。なお、今回の金額についてでございますが、概算で交付決定されておりまして、実際の本町の直近の状況といたしましては、減免件数が 4 件で減免税額が 90 万 8,000 円となっておりますところでございます。

続きまして戻りまして、款の 1、国民健康保険税、目の 1、一般被保険者国民健康保険税でございますが、補正額が 107 万 5,000 円ということで、この保険税の減額補正につきましては、先ほどの補助金の相当分を減額したということでございます。

続きまして款の 6、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般会計繰入金でございますが、1 万 1,000 円の補正ということでございますが、事務費繰入金でございますが、繰入対象事務費を一般会計から繰入るものでございます。

次に款の 7、繰越金でございます。補正額が 233 万円ということでその他繰越金でございます。これは今回補正予算の財源調整のため計上いたしておるところでございます。ちなみに補正後の繰越金予算化可能額でございますが 7202 万 5,000 円というふうになっております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、節にまいりまして節の 10、需用費 12 万 4,000 円でございますが、これは印刷製本費でございますが、内訳といたしましては、被保険者証が不足するというので、この不足分を補正をお願いするところでございます。

次に節の 12、委託料 8 万 8,000 円の増額でございますが、まず国民健康保険システム改修委託料ということで 7 万 7,000 円でございます。これは特別調整交付金というのがございますが、この関係の様式変更に伴うシステム改修でございます。次に国保情報集約システム手数料ということで 1 万 1,000 円の増額でございますが、これはシステム手数料の確定に伴う増額補正でございます。

次に、款の 3、国民健康保険事業費納付金、項の 1、医療給付費分、目の 1、一般被保険者医療給付費分でございますが、162 万 9,000 円の増額補正ということでございますが、これにつきましては、平成 30 年度分の納付金精算確定に伴う追加納付ということでございます。

飛ばしまして 1 番下の款の 8、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 1、一般被保険者保険税還付金でございますが、50 万円の増額補正をお願いしておるところでございます。これにつきましては、決算見込みに伴います増額が見込まれますので、今回補正をお願いするところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

## 日程第 8 「議案第 36 号」 令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 36 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

久保環境整備課長。

**○環境整備課長（久保日出信君）** 議案第 36 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 48 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 960 万 5,000 円とするものでございます。

今回の主な補正につきましては、流域下水道の汚水処理負担金の確定と、下水道整備におけます事業費の減額によるものでございます。

5 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。款の 4、繰入金、項 1、他会計繰入金、目の繰入金でございます。254 万 1,000 円の減額としております。これは工事請負費の減額に伴いまして、一般会計繰入金の額を減額をして財源調整を行うものでございます。次に款の 5、繰越金、項の 1、繰越金、目の繰越金でございます。205 万 9,000 円の増額でございます。財源調整によりまして、前年度繰越金を充当を行うものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳出について主なものについてご説明申し上げます。款 1、下水道事業費、項 1、下水道事業費の目、下水道整備でございます。500 万 2,000 円の減額の補正でございます。14 の工事請負費ということで 500 万円の減額でございます。マンホールポンプの制御盤移設工事ということで、当初、県道錦湯前線の道路改良工事に伴いまして、天神原地区のマンホールポンプの制御盤の移設費を計上をしておりましたけれども、県との協議によりまして、県工事において移設することとなりましたので、今回全額減額を行うものでございます。

次に款の 2、下水道維持管理費、項の維持費、目の 1、公共下水道維持管理費です。453 万円の増額でございます。10 の需要費 91 万 7,000 円ということで修繕料を計上しておりますけれども、こちらはマンホールポンプの制御盤の更新ということで、青井手、堀川地区のポンプの制御盤を 24 時間監視体制の方に変更を行うものでございます。18、負担金補助及び交付金ということで 361 万 3,000 円の負担金の増額でございます。汚水処理負担金ということで、令和元年度分の汚水処理につきまして、計画水量から超過した分の実績値が出ておりますので、汚水処理の精算分として、今回計上を行うものでございます。

次に給与費関係につきましては、補正をあわせて行っておりますので、給与費明細を添付をしているところでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

**日程第 9 「議案第 37 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 9、議案第 37 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

**○健康・保険課長（東 健一郎君）** それでは、議案第 37 号についてご説明いたします。

令和 2 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,635 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、補助金の決定通知及び制度改正に伴うシステム改修が主な補正要因ということでございます。詳細につきましては、事項別明細の方で説明させていただきます。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 3、国庫支出金、項の 1、

国庫負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで、8 万 6,000 円の補正でございますが、これにつきましては、介護給付費の決算見込みに伴います定率負担金の増額補正ということでございます。

次に款の 3、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分でございますが、1 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、地域支援事業の決算見込みに伴います定率補助金の増額補正ということでございます。

続きまして目の 4、保険者機能強化推進交付金ということで 33 万 1,000 円の増額補正でございます。この交付金につきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みの達成状況により交付されるものでございます。今回は県からの決定通知による増額補正ということでございます。

次に目の 5、介護保険保険者努力支援交付金でございますが、284 万 6,000 円の新規に計上いたしておるところでございますが、これにつきましても、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みの達成状況により交付されるものでございます。これも県からの決定通知による予算計上でございます。この二つの補助金の違いでございますが、充当先事業がそれぞれ別事業に指定されておる関係で、別項目で計上しておるといふうなことでございます。

続きまして次の下の方ですが、以下このページの補正額欄、9 万 4,000 円、1 万 6,000 円、2 万 9,000 円、7,000 円につきましては、介護給付費等の決算見込みに伴います定率負担金等の増額補正ということでございます。

次のページをお願いいたします。6 ページでございます。款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、介護給付費繰入金ということで 4 万 3,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては、介護給付費決算見込みに伴います町の定率繰入金、12.5%になりますが、この増額補正でございます。

続きまして節の欄でございますが、すいません、目の 2 からですね、その他一般会計繰入金ということで、29 万 8,000 円の増額でございます。事務費繰入金ということで対象となります事務費の繰り入れでございます。

続きまして目の 3、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）分でございますが、6,000 円の増額補正ということで、これにつきましては、地域支援事業の決算見込みに伴います町の定率繰入金 12.5%の増額補正ということでございます。

続きまして款の 8、繰越金でございますが、補正額が 306 万 3,000 円の減額補正ということでございますが、今回の補正の財源調整のため減額補正をいたしておるところでございます。ちなみに補正後の予算化可能額につきましては 8,659 万 5,000 円というふうなことでございます。

続きまして 7 ページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、まず節の 12、委託料でございますが、105 万 6,000 円の増額補正ということで、介護保険制度改正システム改修委託料でございます。これにつきましては、電算システムの改修費用でございます。

続きまして節の 13、使用料及び賃借料ということで 1,000 円の増額補正でございますが、複写機使用料の増額でございます。

続きまして下に行きまして、項の 3、介護認定審査会費でございますが、目の 1、認定調査等費、節に行きまして 4 の共済費 1,000 円の増額でございますが、雇用保険料でございますの増額分でございます。次に節の 18、負担金補助及び交付金でございますが、76 万円の減額ということでございますが、これにつきましては、球磨郡介護認定審査会負担金ということで、構成町村の負担金の変更がございましたので、それに伴います減額補正ということでござい

ます。

続きまして款の 2、保険給付費、項の 1、介護サービス等諸費、目も同名でございますが、補正額が 46 万 3,000 円ということでございます。説明欄で居宅介護住宅改修費ということで、支出見込み額が増加するというところで今回増額をお願いするところでございます。

続きまして下の項の 2、介護予防サービス等諸費、目も同名でございますが、31 万 1,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、介護予防サービス給付費につきまして、支出見込み額が減少するというところで減額補正をお願いするところでございます。次に項の 5、その他諸費でございますが、目の 1 で審査支払手数料ということで、6 万円の増額補正でございます。これにつきましては手数料の増額が見込めるということでございますので、増額補正をお願いするところでございます。

次の 8 ページの方をお願いいたします。このページでございますが、このページの説明欄でございますが、まず 1 番上の特定入所者介護サービス費 13 万 9,000 円、また中程の介護ケアマネジメント委託料 2 万 7,000 円、その下の高額介護予防サービス費相当事業費 3 万 2,000 円につきましては、支出見込み額の増加に伴います増額補正をお願いするところでございます。

あと次のページまでは財源振替でございます。あと 10 ページから給与費明細書を付けておるところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 日程第 10 「議案第 38 号」 令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 10、議案第 38 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

**○健康・保険課長（東 健一郎君）** それでは、議案第 38 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,438 万 1,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては補助金の内示があったことが補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明いたします。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 3、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、事務費繰入金でございますが、補正額が 3 万 4,000 円でございます。説明欄で高齢者医療制度円滑運営事業繰入金ということでございます。これにつきましては、一般会計の補正予算の方にありましたが、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 3 万 4,000 円でございますが、これを一般会計で歳入いたしまして、その後繰り出しを行い、後期高齢者医療特別会計で受け入れるものということでございます。

続きまして次のページをお願いいたします。6 ページでございます。歳出でございますが、款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。補正額が 3 万 4,000 円ということで消耗品でございますが、これにつきましては歳入にありました高齢者医療制度円滑運営事業繰入金 3 万 4,000 円につきましては、本来、歳出の後期高齢者医療システム改修委託料 17 万 2,000 円に充当するものでございますが、この歳出予算計上におきましては、既に 9 月議会の第 1 号補正におきましてご可決をいただいております。このため、今回同じ目

の一般管理費に消耗品を計上させていただき、調整を行うということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 以上で日程第3、議案第31号から日程第10、議案第38号までの説明が終わりました。

以上の議案については、12月14日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時40分散会）